

判決年月日	平成18年3月15日	担当 部	知的財産高等裁判所 第4部
事 件 番 号	平成17年(ネ)10095号ほか		
○ 一般人向けの法律問題の解説書について、これと類似した文献を執筆・発行した行為につき、著作権侵害は認められないものの、記述自体の類似性や構成・項目立てから受ける全体的印象に照らして、他人の執筆の成果物を不正に利用して利益を得たと評価され、公正な競争として社会的に許容される限度を超えるものとして不法行為を構成するとされた事例			

（関連条文）著作権法21条，民法709条

本件は，第一東京弁護士会所属の弁護士であるXが，法律問題を一般人向けに解説する文献（A文献）を執筆したところ，Y会社がこれに類似した文献（B文献）を発行したため，Y会社の行為はXの著作権（複製権及び翻案権）及び著作者人格権（氏名表示権及び同一性保持権）を侵害するものであると主張して，①著作権法112条1項に基づき，B文献の発行，販売及び頒布等の差止めを，②民法709条に基づき，損害賠償の支払を，③著作権法115条に基づき，謝罪広告を求めるとともに，Y1及びY2に対しても，B文献の執筆者であるとして，前記①ないし③を求めた事案である。

これに対して，Yらは，B文献の発行はXの著作権及び著作者人格権を侵害するものではなく，Y1及びY2はB文献の執筆者ではないと主張した。

Xは，平成15年6月4日，本件訴訟を提起し，原審は，平成17年5月17日，Xの請求を一部認容する判決（Yらに対し，B文献の一部の発行及び頒布の差止め，26万9881円及び遅延損害金の支払を命ずるもの）をした。Xは，平成17年5月30日本件控訴をし，Yらは同年9月2日附帯控訴をした。

本判決の判断は，以下のとおりである。

1 Y1及びY2の執筆の有無について

原審においてY会社から提出された書面に記載されているB文献の執筆担当者の経歴は，Y1及びY2の経歴と一致ないし極めて類似するから，Y1及びY2はB文献の執筆者であると推認され，同推認を覆すに足りる証拠は提出されていない。原判決の判断のとおり，Y1及びY2がB文献の執筆者であると認められる。

2 依拠性について

A文献とB文献とを子細に比較すると，単に読者層や著作の目的・性格が同一であるというだけでは説明し難いほどに構成，文章等が酷似しており，執筆者が異なれば通常は多少の相違が生じるのが自然であると思われる部分についても共通している。原判決の判断

のとおり、B文献はA文献に依拠して執筆されたものと認められる。

3 著作権侵害の成否について

B文献の各表現（B表現）についての著作権侵害の成否の判断については、B表現1－14、2－2－66、2－2－76に関する部分を除くほか、原判決の判断のとおりであり、いずれもXの複製権及び翻案権を侵害しない。

原判決が複製権侵害を認めたB表現1－14、2－2－66、2－2－76については、原判決の判断を変更し、それ以外の部分と同様に、Xの複製権及び翻案権を侵害しないものと判断する。B表現1－14、2－2－66、2－2－76と、A文献の表現との共通部分は、法令の内容や判例・学説、実務の運用から導かれる当然の事項を普通に用いられる言葉で表現したものにすぎず、創作的な表現であるとはいえない。

4 一般不法行為の成否について

(1) Xが民法709条に基づき求めている損害賠償請求は、Yらの著作権侵害行為を不法行為とするもののほか、Yらが故意又は過失によって、Xが多大な労力をかけて作成したA文献のデッドコピーを行い、Xに無断で発行・頒布した行為を不法行為とする請求を含むものである。そこで、このような不法行為（以下、著作権侵害による不法行為と区別するために「一般不法行為」という。）が成立するか否かについて検討する。

(2) A文献のような一般人向けの法律問題の解説書を執筆するには、法律的素養のない者にも理解しやすいようにするために、様々な工夫が考えられ、A文献を執筆する上でも、様々な工夫が図られていることが認められる。しかし、その成果物としては、Xのした様々な工夫は普通に考えられる範囲にとどまり、かつ、このために表現そのものがありふれたものとなっている以上、著作権侵害の成立が認められないことは、前記3において認定したとおりである。一般人向けの解説を執筆するに当たっては、表現等に格別な創意工夫を凝らしてするのでない限り、平易化・単純化等の工夫を図るほど、その成果物として得られる表現は平凡なものとなってしまう、著作権法によって保護される個性的な表現からは遠ざかってしまう弊を招くことは避け難いものであり、A文献の場合も表現等に格別な創意工夫がされたものとは認められない。

もっとも、A文献を構成する個々の表現が著作権法の保護を受けられないとしても、故意又は過失によりA文献に極めて類似した文献を執筆・発行することにつき不法行為が一切成立しないとするのは妥当ではない。執筆者は自らの執筆にかかる文献の発行・頒布により経済的利益を受けるものであって、同利益は法的保護に値するものである。そして、他人の文献に依拠して別の文献を執筆・発行する行為が、営利の目的によるものであり、記述自体の類似性や構成・項目立てから受ける全体的印象に照らしても、他人の執筆の成果物を不正に利用して利益を得たと評価される場合には、当該行為は公正な競争として社会的に許容される限度を超えるものとして不法行為を構成するというべきである。

(3) 以上の観点から、本件における一般不法行為の成否について検討する。

Y会社は、書籍、雑誌の出版・販売等を行う法人であって、「通勤大学法律コース」なる文庫シリーズを出版しており、B文献は、いずれも、同シリーズの一環として発行されたものである。上記「通勤大学法律コース」は、A文献と同様に、法律問題に関し、法律の専門家ではない一般人向けに、図や表を多用し、簡潔かつ平易な記述をもって解説する文献である。

また、B文献がA文献に依拠して執筆されたことは、前記2に認定したとおりである。しかも、両文献は、単に基本的構成や章立ての順序が類似しているにとどまらず、各章内における項目立てや記載順序も酷似している。また、個々の表現をみても、文章や図表が類似する箇所が文献全体の相当部分を占め、中には、1頁ないし2頁にわたって類似し、実質的に同一である箇所も存在する。これらを総じてみれば、XがA文献を執筆するに当たり、一般人に理解しやすいように平易化・単純化したり、記述の順序や分類の仕方を工夫したり、図表化した部分が、ほぼそのままB文献に取り入れられているのであり、Yらによる表現の組み換えや書き換えが介在するとしても、Xが執筆に当たり工夫した点の多くは両文献の類似点として残存しているといえる。

そして、YらがA文献に依拠してB文献を執筆・発行したからこそ、B文献はA文献が発行されてから短期間のうちに発行することができたのであり、また、Y会社は、執筆者に対して執筆料を支払うことなくB文献を発行することができたのである。

以上によれば、Yらは、A文献に依拠して、記述自体の類似性や構成・項目立ての全体に照らしてA文献に酷似しているB文献を、A文献と同一の読者層に向けて、A文献の出版後極めて短期間のうちに、執筆・発行したものであるから、Xの執筆の成果物を不正に利用して利益を得たものというべきである。

したがって、YらがA文献に依拠してB文献を執筆・発行した行為は、営利の目的をもって、Xの執筆の成果物を不正に利用して利益を得たものであるから、Yらの行為は公正な競争として社会的に許容される限度を超えるものとして不法行為（民法719条1項による不真正連帯責任）を構成するというべきである。

5 損害の発生及び額について

B文献の発行によるA文献の販売への影響の程度を証明することは極めて困難であり、証拠上不明な点については民訴法248条の趣旨に照らして相当な損害額を算定することとし、B文献が発行されたことによる財産的損害は、24万2638円とするのが相当である。慰謝料の発生は認めることができない。また、Yらの行為と因果関係のある弁護士費用の額は2万円とするのが相当である。